

東京都知事 小池百合子 殿
産業労働局・政策企画局長 殿

2022年8月31日
日本第一党東京都本部
本部長 御坊 善逸

「外国人起業家の資金調達支援事業」に関する公開質問状

前略

この度、東京都が2022年6月28日より実施している「外国人起業家の資金調達支援事業」及び令和3年10月25日(3産労金金第735号)制定の本件実施要項条文について下記①～⑥の質問への都の正式な回答を求めます。

①実施要項の第6条「事業の構成」第1項(1)には起業サポート事業を第10条で定める事業(以下10条抜粋)

統括支援機関(東京インキュベーション株式会社)がビジネスコンシェルジュ東京(株パソナ)と連携し、支援対象者に対して事業計画や融資申請書類の日本語での作成及び融資審査対応を支援する事業とする。

とあります。そこで質問です。

この2つの一私企業が融資における書類作成や審査対応業務過程において人為的な錯誤や不正などがあり多額の貸倒れや社会的問題を引き起こした場合、この支援事業の決定をした都にはどのような責任があるとお考えでしょうか?

(注: 第7条2項に統括支援機関は自らの責任とあるが、本件質問は都政としての包括的な責任問題の事を指しています。)

②第21条2項には、統括支援機関は別に定める基準に基づき、取扱金融機関によって適切な融資債権の管理が行われていると認められるときは、支援対象者からの融資返済が行われなかつた額について、当該金融機関からの預託金の返済を免除することができる。ただし、その金額は当該取扱金融機関における、預託金総額又は融資実施機関の終了時点までの本融資実行額の累計額のいずれか小さい金額の5割を限度とする。

とあります。そこで質問です。

